



災害時等における施設利用等の  
協力や支援活動に関する協定書

(甲) 社会福祉法人新潟県社会福祉協議会

(乙) 株式会社ダイナム



## 災害時等における施設利用等の協力や支援活動に関する協定書

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と株式会社 ダイナム（以下「乙」という。）は、災害時等における施設利用の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、新潟県内で地震、風水害等の大規模災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下併せて「災害時等」という。）に、甲が設置する新潟県災害福祉支援活動本部及び市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンター（以下「災害VC」という。）の運営に関し、乙が甲の要請に応じ、乙が運営する別紙「店舗一覧」記載の店舗（以下併せて「乙の施設」という。）提供の協力に関して必要事項を定めることを目的とする。

### （協力内容）

#### 第2条

甲は、次の各号について、乙に協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

- （1）乙の施設の駐車場の一部を、災害VCとして甲に提供すること。
- （2）災害ボランティアや災害VC運営者に対し、乙の設備が使用可能な場合、トイレ等を可能な範囲で提供すること。

2 前項の定めにかかわらず、乙は、災害時等における乙の顧客の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、災害VCの一部利用制限など必要な措置を実施することができるものとする。

### （要請の方法）

第3条 甲は、協力要請をするときは、乙に対して施設利用等要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （協力）

第4条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力を努めるものとする。

### （施設の利用等）

第5条 乙は、甲からの協力要請に対して協力する場合、乙の顧客対応等速やかに準備を整えた上で、甲に対して施設の使用開始可能時間を通知するものとする。

(施設変更の報告)

第6条 乙は、乙の施設の増改築により、当該施設の面積等や使用可能施設に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

(費用負担)

第7条 災害時等における当該施設の使用料は無料とする。

2 災害ボランティアや災害VC運営者が、乙の管理する施設又は設備器具等を滅失又はき損した場合には、甲が原状回復を行うものとする。

(利用期間)

第8条 甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

(利用の終了)

第9条 甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書(様式第2号)により通知するものとする。

(連絡体制等)

第10条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿(様式第3号)を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする。

(事故等にかかわる責任)

第11条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定書に基づき乙の施設を使用する、甲、甲の職員、災害ボランティアや災害VC運営者等、その他第三者による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(備品等の提供)

第12条 乙は、食料、飲料及びその他備品等を、自己の判断及び負担において提供できるものとする。

(秘密の保持)

第13条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

2022年3月24日

〒950-8575  
新潟市中央区上所2丁目2番2号  
新潟ユニゾンプラザ3F  
甲 住所 社会福  
団体名 社法人 新潟県社会福祉協議会  
代表者役職・氏名 会長 竹内希



乙 東京都荒川区西日暮里二丁目27番5号  
株式会社 ダイナム  
代表取締役 保坂 明



香港新法  
法大系  
元會系  
議會長  
元會系  
元會系  
元會系

